

令和2年松前町教育委員会規則第2号

松前町学校教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年1月22日

松前町教育委員会教育長 本 馬 毅

松前町学校教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則

松前町学校教育指導員の設置に関する規則（平成15年松前町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>松前町教育参与の設置に関する規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 松前町立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校教育の充実及び教職員の指導力向上を図るため、松前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局に<u>教育参与</u>（以下「<u>参与</u>」という。）を置く。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 <u>参与</u>は、<u>専門的な立場から次に掲げる業務の助言、提言又は指導を行う。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>（委嘱）</p> <p>第3条 <u>参与</u>の定数は、<u>1名</u>とし、教育に関して識見を有し、地方公務員適格者で、学校教育に関する専門的事項について教養と経験があるもののうちから、教育委員会が委嘱する。</p>	<p><u>松前町教育指導員の設置に関する規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 松前町立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校教育の充実及び教職員の指導力向上を図るため、松前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局に<u>学校教育指導員</u>（以下「<u>指導員</u>」という。）を置く。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 <u>指導員</u>は、<u>上司の命を受け、次に掲げる職務に従事する</u>_____。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>（委嘱）</p> <p>第3条 <u>指導員</u>の定数は<u>1名</u>とし、教育に関して識見を有し、地方公務員適格者で、学校教育に関する専門的事項について教養と経験があるもののうちから、教育委員会が委嘱する。</p>

(任期)

第4条 参与の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第5条 参与は、その職務遂行に当たっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

2 参与は、その職の信用を傷つけ、又はその職の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 参与は、非常勤の職員とし、勤務は、週30時間程度とする。

(研修)

第6条 参与は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

(任期)

第4条 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第5条 指導員は、その職務遂行にあたっては、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、非常勤の職員とし、勤務は週30時間程度とする。

(研修)

第6条 指導員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。